

住民税の申告をお忘れなく

「」としも市民税・県民税の申告時期がまいりました。

この申告は市民税・県民税の課税資料ならびに所得証明書明・納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をして

申告書の提出は三月十五日までですが、市税務課では次の日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

昭和五十九年一月一日現在
都留市に住民登録のある方、
または実際に市内に居住して
いる方で、次に該当する方は
昭和五十八年中の所得を申告
して下さい。

1. 事業所得（営業・農業・
その他の事業）配当所得・
不動産所得・利子所得・雜
所得等のあつた人

2. 給与所得のほかに所得の
ある人や、給与を二ヵ所以
上から受けている人

3. 給与所得のみの人で次に
該当する人

- (7)、勤務先から給与支払報告書の提出がなされている人
(1)、雑損控除・医療費控除を受けられる人
4. 昭和五十八年中に退職した人
5. その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人
6. 都留市に住所がなく、家屋敷・店舗・事務所・事業所等を有する人

○申告にお持ちいただくもの

 1. 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）
 2. 昭和五十八年中（一月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの
 - (ア)、給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している人は除く）または事業主の証明書（日数・日給・年間所得額）
 - (イ)、営業所得者・不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田畠の作付面積・収穫量、養鶏・養豚は頭羽数、養

申告相談日程表

時間：9時30分～4時

(イ) 薬は掃きたて数量
(ウ) 生命保険料の領収書または証明書
(エ) 医療費の領収書、保険などで補てんされた金額
(オ) 学生は学生証か在学証明書

贈与税の
申告と納税

2月1日～3月15日

贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。